

千葉市法定外道路路線指定基準

(目的)

第1条 千葉市法定外道路条例（平成17年千葉市条例第19号。以下「条例」という。）第2条の規定による法定外道路の路線の指定を適正に行うため必要な基準を定めるものとする。

(法定外道路の基本的事項)

第2条 この基準において「法定外道路」とは、条例第2条に規定される路線で、本市がその敷地の所有権を有するものをいう。

2 前項の法定外道路に指定された路線（以下「指定道路」という。）は、条例施行の日（平成17年4月1日をいう。以下「基準日」という。）以前から一般交通の用に供されているものでなければならない。

3 指定道路は、原則として道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路及び他の指定道路の網に連絡し又は千葉市市道路線認定要綱（平成14年4月1日施行）第3条第2項第1号及び第2号に掲げる公共施設等に接続することを要するものである。

(路線指定に係る調査・確認事項)

第3条 路線の指定にあたっては、路線ごとに次の各号に掲げる基準等に適合することを調査・確認するものとする。

(1) 各路線の敷地の範囲が明らかであることを確認すること。

(2) 交通量の多い場合、傾斜地に位置する場合など交通の状況により、実地に調査を行い必要に応じて安全で円滑な交通を確保するための措置を講ずること。

(3) 法定外道路の構造又は交通に支障を及ぼす工作物等が敷地内に存しないことを確認すること。

(4) 次条第3号ないし第5号に規定する財産にあつては、敷地の所有権を制約する物権等が設定されていないことを確認すること。

2 前項の路線指定に係る調査・確認業務を行なうための事務の分担及び各年度の事務スケジュール等は、別に定める。

(指定道路を構成する敷地)

第4条 指定道路を構成する敷地は、次の各号に掲げる財産で基準日において、道路の敷地の用に供されているもの(同日において道路の敷地の用に供されることが確実であるものを含む。)でなければならない。

- (1) 国有財産特別措置法(昭和27年法律第219号)第5条の規定により譲与を受けた道路敷(以下「従前の里道の敷地」という。)
- (2) 国有財産法ほかの関係法令等により国又は地方公共団体から買い取り又は譲り受けた財産で道路の敷地の用に供されているもの
- (3) 道路敷地として寄付を受けた財産
- (4) 交換(里道との付け替え交換又は廃道敷等の本市の普通財産と他の所有する土地との交換)により取得した財産で道路の敷地の用に供されているもの
- (5) 都市計画法、土地区画整理法等に基づき、道路の敷地として帰属を受けた財産
- (6) 本市の他の部局から所管換え、会計換え等により受け入れた用地で道路の敷地の用に供されているもの
- (7) 旧日本道路公団の高速道路及び自動車専用道路の設置に伴い、市道及び里道の付替道路の敷地として取得した財産
- (8) 専ら人の交通の用に供するため設置された施設(階段状道路、主に人の通行のため設置された函渠などをいう。)の敷地
- (9) 上記以外で所有権に基づき安定的に一般交通の用に供されていると認められる財産

(期日後に取得した財産の特例)

第5条 基準日を経過した日以後に取得し又は移管を受けた次の各号に掲げる財産については、第2条第2項及び前条の規定にかかわらず、それぞれ財産の所有権等を取得した後に一般交通の用に供する場合は、法定外道路として路線を指定し又は路線を変更することができるものとする。

- (1) 従前の里道の敷地及びその付替道路の敷地

- (2) 農地法（昭和27年法律第229号）第74条の2第1項の規定により譲与を受けた道路敷
- (3) 前条各号に掲げる財産で、基準日において登記手続中等やむを得ない理由がある場合
- (4) 安全かつ円滑な道路の交通を確保するため必要な土地（他の道路と交差する場合における隅切り用地等に限る。）で前条各号に掲げる財産（既に法定外道路に指定されたものを含む。）に隣接するものを取得した場合
（道路の幅員）

第6条 指定道路は、次の各号に掲げる管理上必要な幅員を備えていなければならない。

- (1) 2.7メートル（自動車交通可能な道路の場合における管理上必要な最小の幅員）以上であること。
 - (2) 専ら人の交通の用に供されているものにあつては、1.8メートル以上であること。
 - (3) 道路の工作物、附属物等（占用物件含む。）の敷地の用を主たる用途としているものにあつては、当該工作物、附属物等の管理上必要な幅員とする。
- 2 前項の規定にかかわらず、従前の里道の敷地であつたものである場合において、指定道路は、基準日前から現に道路の敷地として一般の利用に供されていたもので引き続き同様の用途に供するときは、当該里道の標準的な幅員（およそ1メートルないし4メートル）を有するものであることとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この基準は、平成19年4月1日から施行する。